【規程番号　神女大短Ⅰ－012－(4)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学
数理・データサイエンス・AI 教育ワーキンググループ規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学全学共通教育運営委員会規程第３条第３項の規定に基づき設置する数理・データサイエンス・AI 教育ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　ワーキンググループは、文部科学省が定める「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」に基づく神戸女子大学・神戸女子短期大学の認定プログラムの運営に関して、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 認定プログラムに関する計画・実施

(2) 認定プログラムに関する改善・進化

(3) 認定プログラムに関する自己点検・評価

(4) その他、上記運営に係る事項

（組 織）

第３条　ワーキンググループの構成員は、次の各号に掲げる教員をもって組織する。

(1) 全学共通教育運営委員長

(2) 全学共通教育運営委員のうち情報分野代表

(3) その他、全学共通教育運営委員長が必要と認めた者

２　ワーキンググループの長（以下「グループ長」という。）は全学共通教育運営委員長とする。

３　グループ長に事故があるときは、同条第１項第２号に定める情報分野代表のうちグループ長が事前に指定した者が優先してその職務を代行する。

４　構成員は、グループ長が任命し、全学共通教育運営委員会に報告する。

（運 営）

第４条　会議はグループ長が招集し、議長を務める。

２　議事は、構成員全てのうち委任状を含めた過半数の賛成を以て決議する。なお、審議結果については議長が全学共通教育運営委員会に報告する。

（構成員）

第５条　構成員の任期は、１年とし、再任を妨げない。

２　構成員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（雑 則）

第６条　この規程に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、グループ長が決定する。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、全学共通教育運営委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、令和５年 10 月 19 日から施行し、令和５年４月１日から適用する。